

傍聴・取材に関する注意事項

第1回江の川水系下流支川域川づくり検討委員会

1. 傍聴・取材する場合の手続

- (1) 会議の傍聴又は取材(以下「傍聴等」という。)を希望する方は、事前申し込み(令和 5 年 12 月 22 日 12:00 〆切)のうえ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴等の受付は先着順で行い、定員(10 名)になり次第受付を終了します。
- (3) 荒天が予想される場合は現地視察を取りやめ、委員会の時間を 10:00～12:00 に、場所を島根県職員会館教養室 3(松江市内中原 52 番地)にそれぞれ変更する場合があります。当日の開催については Web サイト(<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kasen/hoshin/gounokawasuikeikaryushiseniki/>)を確認してください。
- (4) 現地視察は江津市役所を 10:00 に出発します。



2. 会議の秩序の維持

- (1) 会議の傍聴等にあたっては、委員長又は係員の指示に従ってください。
- (2) 会議の傍聴等にあたって守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 原則、委員会の内容は公開としていますが、非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3. 会議の傍聴等にあたって場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛にし、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食(水分補給を除く。)又は喫煙を行わないこと。
- (4) 携帯電話、PHS、スマートフォン等を使用しないこと。
- (5) 会場において、議事開始後の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。